# 神奈川県少年ソフトボール連盟横須賀支部規約並びに諸規定

# 「規約」

第一章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 本支部は、神奈川県少年ソフトボール連盟横須賀支部と称し、事務所を 支部長宅に置く。

#### 第二章 組織

(組織)

第2条 本支部は、横須賀市内及び近隣市町にある小学生を対象として構成されているチームで組織する。

- 2 本支部は、神奈川県少年ソフトボール連盟に所属する。
- 3 本支部は、横須賀ソフトボール協会に加盟する。

# 第三章 目的及び事業

(目的)

第3条 本支部は、児童のために指導者と保護者が協力し児童の健全育成に 寄与することを第一義とする。

ソフトボールを通じてスポーツマン精神を学び、相互の親睦を図るとともに、 ソフトボールの技術向上につとめることを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1)ソフトボール大会の開催。
- 2)神奈川県少年ソフトボール連盟の主催する大会への参加。
- 3)横須賀ソフトボール協会の指導を仰ぎ、審判技術、競技技術の習得また指導者として心得ておくべきことを研修会などにより啓蒙する。
- 4)その他、目的達成に必要なこと。

### 第四章 会員

(会員)

第5条 本支部の会員は、正会員と役員とする。

第6条 正会員とは、横須賀市内及び近隣市町に居住する児童と、成人の指導者 及びこれを後援する保護者によって構成される1チームを単位とし、本支部 に登録されたものとする。

第7条 正会員は、年会費を納入する。

#### 第五章 役員

(役員)

第8条 本支部に次の役員を置く。

1名 会長 副会長 若干名 1名 支部長 副支部長 1名 理事長 1名 専務理事 若干名 若干名 常任理事 理事 若干名 会計監査 1名

(顧問及び参与)

第9条 本支部は、顧問及び参与を置ことができる。

2 顧問及び参与は、本支部の重要な事項について、会長及び支部長の諮問に 応じる。

(役員の選出)

- 第10条 会長、副会長、支部長、副支部長、理事長、専務理事、常任理事は常任理事会 で推挙し、総会の承認を得て選任する。
  - 2 理事は、会員の推挙で常任理事会が選任する。
  - 3 正会員のチームは、代表1名を理事に推挙する。チーム代表役員が、 専務理事又は常任理事を担当することは妨げない。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とする。但し再選は妨げない。
  - 2 役員はその任期が終了しても、後継者が就任するまでその職に在任する。
  - 3 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の在任期間 とする。

(役員の職務)

- 第12条 会長は、本支部を代表する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
  - 3 支部長は、本支部を総括し、総会等での決定事項を執行する。
  - 4 副支部長は、支部長を補佐し、不在の時はその職務を代行する。
  - 5 理事長は、各分担の専務理事、常任理事、理事の職務を総括する。
  - 6 専務理事は、専門部担当を原則とし、担当常任理事、理事の職務を総括する。
  - 7 常任理事は、専務理事を補佐し、専門部活動を推進する。
  - 8 理事は、支部長、理事長、専務理事の命を受け本支部の各業務を推進する。
  - 9 会計監査は、本支部の会計を監査する。

(専門部)

- 第13条 本支部を円滑に運営するために専門部を設置する。
  - 2 専門部は、本支部の役員から選任された部長、副部長、部員より構成する。
  - 3 部長、副部長、部員は支部長が推挙し、常任理事会で任命する。
  - 4 専門部の組織と運営は、別途定める専門部規定による。

#### 第六章 会議

(会議)

第14条 本支部の会議は、総会、常任理事会、理事会、専門部会とする。

(総会)

- 第15条 総会は、定時総会と臨時総会とする。
  - 定時総会は、年1回開催するもとし、会長がこれを召集する。 臨時総会は、会長または支部長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる。
  - 2 総会の出席者は、役員全員とする。正会員の役員は、チーム代表者を 兼ねるものとする。
  - 3 総会は次の事項を審議決定する。
    - 1) 規約の改廃に関する事項。
    - 2) 事業計画及び事業報告に関する事項。
    - 3) 予算の議決、及び決算の承認に関する事項。
    - 4) 役員の選任に関する事項。
    - 5) その他会長、支部長が必要と認める事項。

(常任理事会、理事会)

- 第16条 常任理事会は、会長、副会長、支部長、副支部長、理事長、専務理事、 常任理事をもって構成し支部長がこれを召集する。
  - 2 理事会は、全役員をもって構成し支部長がこれを召集する。
  - 3 常任理事会は、原則毎月開催する。
  - 4 理事会は、運営上必要事項検討時に開催する。

(専門部会)

第17条 専門部会は、各部門において支部長からの命によるもの、及び検討事項が 生じた場合、理事長又は担当専務理事が召集する。 専門部会は、検討事項を常任理事会に提案する。

(会議の成立等)

- 第18条 会議はその構成員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。 ただし、委任は出席と認める。
  - 2 専門部会を除くすべての会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、 可否同数の場合は議長の決するところとする。

# 第七章 会計

(会計)

- 第19条 本支部の経費は次に掲げるものをもって充てる。
  - 1) 年会費
  - 2) 大会参加費
  - 3) 賛助金
  - 4) その他
  - 2 年会費については、次のとおりとし、明細金額は総会時に決定する。
    - 1) 神奈川県ソフトボール協会費
    - 2) 横須賀ソフトボール協会費
    - 3) 県少連本部会費
    - 4) 県少連横須賀支部会費
  - 3 本支部の主催する大会参加費は、常任理事会で決定する。
  - 4 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

# 第八章 大会

(大会)

第20条 本支部が主催する大会は、次のとおりとする。

- 1) 市長杯争奪児童ソフトボール大会
- 2) チャンピオン児童ソフトボール大会
- 3) 神奈川県少年ソフトボール連盟主催の県大会横須賀予選会 (必要性が生じた場合)
- 4) 関東選抜大会横須賀予選会 (必要性が生じた場合)
- 5) 全国・関東大会横須賀予選会 (必要性が生じた場合)
- 6) その他本支部が、開催を認めた大会。
- 2 本支部に所属する役員及び指導者は、営利的、宗教的、政治的な効果を 求めるような大会に児童を参加させてはならない。

(競技規則)

第21条 本支部が主催する大会は、(財)日本ソフトボール協会のルールを適用する。 但し、主管する団体に適合した大会要項で開催することができる。

#### 第九章 表彰

(表彰)

- 第22条 本支部に対し功績があった者については、<mark>常任理事会</mark>の決定により表彰することができる。
  - 2 全国大会の優勝、もしくはそれに準ずる活躍、また関東大会、神奈川県大会 の優勝チームに対し表彰することができる。
  - 3 年間最多勝利ポイントチームを表彰することができる。

(本規約は、1996年4月21日より施行する。)

1997年4月27日一部改正即日施行。

2000年4月29日一部改正即日施行。

2001年4月21日一部改正即日施行。

2006年4月 8日一部改正即日施行。

2007年4月 7日一部改正即日施行。

2021年4月10日一部改正即日施行。

2021年10月9日一部改正即日施行。2022年4月 9日一部改正即日施行。

県少連横須賀支部規約(改訂20220409)

# 「専門部設置規定」

第一章 目的

(目的)

第1条 本支部規約、第13条に規定された専門部の業務を円滑に運営することを 目的とする。

第二章 組織

(組織)

第2条 本部会には、総務部、運営部、財務部の3部を置く。

第三章 運営

(運営)

第3条 各専門部の担当業務は下記のとおりとする。

1)総務部

事業計画立案とその実施、フォロー 各種会議の運営と、その記録作成 外部団体との連絡窓口、 主管、主催大会の企画、運営、、記録

2) 運営部

主管、主催大会の企画、運営 大会審判員、運営要員の確保 用具類の準備、保管、維持更新 ルール、技術等の伝達、指導

5) 財務部 予算立案、決算報告、金銭出納業務

第四章 規定の改廃

(規定の改廃)

第4条 本規定に定められていない事項に関しては、常任理事会で決定、追加する。 内容の変更、廃止については常任理事会にて決定する。